

山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県消費者団体活動事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、山梨県消費者啓発活動推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する一般消費者を対象とする消費者教育及び消費者啓発に係る事業に対して補助することにより、社会経済状況に対応できる自立した消費者づくりを推進することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、県域で活動している次の各号に掲げる消費者団体で構成する。

- (1) 山梨県連合婦人会
- (2) 山梨県消費生活研究会連絡協議会
- (3) 山梨県生活学校連絡会
- (4) 山梨県生活協同組合連合会
- (5) あしたの山梨を創る生活運動協会

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる消費者教育及び消費者啓発に係る事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 消費者契約及び表示に関する事業
- (2) 食の安全・安心に関する事業
- (3) 環境に配慮した消費生活に関する事業
- (4) その他消費者教育及び消費者啓発に資するものと知事が認める事業

(補助率、補助対象経費等)

第5条 補助率は、補助対象事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

2 補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 国庫補助金又は他の県費補助金の交付を受ける事業は補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の期日までに、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 収支予算書（第1号様式の3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めたとときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けた後、その事業内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、あらかじめ山梨県消費者団体活動事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、又は各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更はこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第4号様式の2）
- (2) 収支決算書（第4号様式の3）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 山梨県消費者啓発活動推進協議会事業費補助金交付要綱（平成16年7月14日施行）は廃止する。ただし、同要綱に基づき交付された補助金については、同要綱は同要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表1) 補助対象経費

事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
謝 金	講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	講師、アドバイザーなどへの旅費等
食 糧 費	講師、アドバイザーなどへの食事等
消 耗 品 費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修 繕 費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

(別表2) (第13条関係)

処分を制限する財産の性質等		
分 類	財 産 の 性 質	処分制限 期間
備 品	1 ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5年
	2 その他 前掲の区分によらないもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年

様式第1号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体名 山梨県消費者啓発活動推進協議会
代表者名 印
T E L

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金交付申請書

このことについて、別添事業計画書のとおり実施したいので、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第1号の2)
- 3 収支予算書 (様式第1号の3)

様式第1号の2（第6条関係）

事業計画書

番号	事業名	事業内容	対象事業の区分	実施予定期日	参加予定者数		備考
					(人)	うち 一般消費者 数 (人)	
合 計							

(記入上の注意)

「対象事業の区分」欄には、当該事業が交付要綱第4条各号のうち該当する号数を記入すること。(例 駅前キャンペーン：(1))

収 支 予 算 書

○収入の部

(単位：円)

番号	事業名 (様式第1号の2 の事業計画書の事業名)	科目	予算額	積算の根拠	備考
合 計					

(記入上の注意)

- 1 記入にあたっては、事業ごとに小計を入れること。
- 2 当該補助金の補助率は事業費の1/2以内であることから、事業ごとの補助金の額は、必ず事業ごとの小計額の1/2以内となっていることを確認すること。

様式第2号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県消費者啓発活動推進協議会 殿
代 表 者 名

山梨県知事

印

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、
山梨県補助金等交付規則及び山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第7条の規定
により、次のとおり交付決定します。

交付決定額 円

様式第3号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体名 山梨県消費者啓発活動推進協議会
代表者名 印
T E L

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのこと
について、次の理由により事業の変更（中止・廃止）をしたいので、山梨県消費者団体
活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）事業計画書 （様式第3号の2）
- 4 変更（中止・廃止）収支予算書 （様式第3号の3）

様式第3号の2（第8条関係）

変更（中止・廃止）事業計画書

番号	事業名	事業内容	対象事業の区分	実施予定期日	参加予定者数		備考
					(人)	うち一般消費者数 (人)	
()	()	()	()	()	()	()	()
合 計					()	()	

（記入上の注意）

- 1 各欄の上段（ ）内には、変更前の内容を記入すること。なお、「事業内容」については、変更後の内容のみ記入すること。
- 2 「対象事業の区分」欄には、当該事業が交付要綱第4条各号のうち該当する号数を記入すること。（例 駅前キャンペーン：(1)）

変 更（中止・廃止）収 支 予 算 書

○収入の部

（単位：円）

番 号	事 業 名 (様式第3号の2 の事業計画書の事 業名)	科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
	()	()	()		()
合 計			()		

（記入上の注意）

- 1 各欄の上段（ ）内には、変更前の内容を記入すること。なお、「積算根拠」については、変更後の内容のみ記入すること。
- 2 記入にあたっては、事業ごとに小計を入れること。
- 3 当該補助金の補助率は事業費の1/2以内であることから、事業ごとの補助金の額は、必ず事業ごとの小計額の1/2以内となっていることを確認すること。

○支出の部

(単位：円)

番号	事業名 (様式第3号の2 の事業計画書の事 業名)	科目	予算額	積算の根拠	備考
	()	()	()		()
合 計			()		

(記入上の注意)

- 1 各欄の上段()内には、変更前の内容を記入すること。なお、「積算根拠」については、変更後の内容のみ記入すること。
- 2 記入にあたっては、収入の部と同様に、事業ごとに小計を入れること。
- 3 科目は、謝金、旅費、事務費等交付要綱の別表1の「補助対象経費」区分に従って記入すること。なお、積算の根拠を明確にすること。
- 4 当該補助金の対象となるのは、直接事業実施に係る経費であることに注意すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体名 山梨県消費者啓発活動推進協議会
代表者名 印
T E L

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業について、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書 (様式4号の2)
- 2 収支決算書 (様式4号の3)
- 3 その他の添付書類 (事業ごとに実施を証明できる資料)

様式第4号の2（第9条関係）

事 業 報 告 書

番 号	事 業 名	事 業 内 容	対 象 事 業 の 区 分	実 施 期 日	参 加 者 数		備 考
					(人)	う ち 一 般 消 費 者 数 (人)	
合 計							

(記入上の注意)

「対象事業の区分」欄には、当該事業が交付要綱第4条各号のうち該当する号数を記入すること。(例 駅前キャンペーン：(1))

収 支 決 算 書

○収入の部

（単位：円）

番 号	事 業 名 (様式第4号の2 の事業報告書の事 業名)	科 目	決 算 額	決 算 額 の 内 訳	備 考
合 計					

（記入上の注意）

- 1 記入にあたっては、事業ごとに小計を入れること。
- 2 当該補助金の補助率は事業費の1/2以内であることから、事業ごとの補助金の額は、必ず事業ごとの小計額の1/2以内となっていることを確認すること。

様式第5号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県消費者啓発活動推進協議会長 殿
代 表 者 名

山梨県知事 印

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体名 山梨県消費者啓発活動推進協議会
代表者名 印
T E L

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業について、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、
次
のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳 (単位:円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算払請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 口座振替先銀行名 _____ 銀行 _____ 支店
- (2) 預 金 種 別 (当座、普通の別) _____
- (3) 口 座 番 号 No. _____
- (4) 口 座 名 住 _____ 所 _____
(フリガナ)
口 座 名 義 _____

山梨県知事

殿

団体名 山梨県消費者啓発活動推進協議会

代表者名

印

T E L

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県消費者団体活動事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県消費者団体活動事業費補助金交付要綱第13条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類